

令和7年2月1日

お客様 各位

公益社団法人 松本地域シルバー人材センター

「新しい契約方法(包括的契約)」への移行について

日頃より松本地域シルバー人材センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和6年11月1日より、いわゆる「フリーランス法」(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)が施行されました。

それによって、厚生労働省から全国のシルバー人材センターに向けて、フリーランス法の趣旨に則った新たな契約への変更指針が示されました。

この指針の中では、「お客様と会員」、「会員とセンター」、「センターとお客様」、三者で結ぶ包括的三者契約に変更することとされております。

当センターにおいても、この指針に則り、令和7年4月からご利用いただく全てのお客様を対象に新たな契約方法へと移行させていただくこととなりました。別紙、シルバー人材センター利用規約をご確認の上での契約となります。

移行に伴う内容は下記や別紙リーフレットのとおりですが、お手続きや会員の働き方についての変更はございません。

契約方法の変更にご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 移行する契約 請負・委任業務を「包括的三者契約」に移行
※センターをご利用いただく際の基本的ルールを「シルバー人材センター利用規約」(別紙)、「会員業務就業規約」に定め、本センターホームページにおいて公開しております。
2. 移行時期 令和7年4月1日
3. その他 ご不明な点があれば下記にお問い合わせください。
松本地域シルバー人材センター
〒390-0864 松本市宮渕本村1番10号
TEL 0263-39-6680 e-mail matumoto@sjc.ne.jp